

早稲田大学博士論文概要書

公益事業の認定及び土地収用の手続

—日中両国の土地収用制度を中心とする比較法的考察—

早稲田大学大学院法学研究科

楊 官 鵬

目次

第一章 本論文の要旨

第二章 結論

第一章 本論文の要旨

本論文は、公益事業の認定及び土地収用の手続—日中両国の土地収用制度を中心とする比較法的考察を目的とする。これまで、日中両国の土地収用制度を中心課題として主に公益事業の認定と土地収用手続との二つの部分に分けて論述した。日中両国の土地・財産制度を課題とする比較研究については多くの優れた先行研究がある一方、土地制度に関わる収用制度の比較研究は実体法・手続法の両面において蓄積が乏しいのが現状である。本論文は近年の動向を押さえた上で、日中の土地収用制度に対して比較法的アプローチを行った研究成果である。

本論文の前半（1章・2章・3章）では、諸外国における公共利益の学説と収用制度の概況を踏まえ、主に日本と中国を中心に比較的研究の視点から土地収用における公益認定の制度と学説を検討した。本論文の後半（4章・5章・6章）では、関連する立法・学説・判例を踏まえて、日中両国の土地収用手続を中心として、収用の決定・実施の手続、収用補償、収用補償による私的権利の救済という三つの側面から検討を行った。

第一章では、「公共の利益」とは何かという問題を中心に世界各国の「公共利益」「公共性」に関わる学説を紹介し、収用制度における公共利益及びその概念的位置づけを検討した。そこで、第1節に公共利益に関する歴史上にある各国の学説を考察した。さらには、第2節にアジア地域における中国と日本、そして北米のカナダと米国および欧州諸国の収用制度と公共利益の位置づけを検討し、それに関する制度の構造と学説の相違を考察した。第3節には、公共利益に関する各学説の異同を明らかにした。結論としては、「公共利益」の定義については学説上、どの国においても通説が存在しないため、いかに「公共利益」を土地収用制度において位置づけるかに対して、①収用権を発動する主体、と②収用権または収用事業の公共性を判断・審査する主体、という二つの主体を別々に設置することが重要であることを述べた。

公共利益とは何かという問題について今日まで明確な答えがないという事実は、利益内容及び受益者の限定範囲の不確定性に基ついた結果と言える。アメリカを代表とする欧米法国家とドイツを代表とする大陸法国家のどちらにおいても公共利益に関する通説はない。どの国においても、収用事業の公共性を収用権の発動の前提として定めるが、その公共性の実現の形式は国の実情により異なる。しかしながら、収用事業の公共性審査手続を強化するのは世界各国の方向であると指摘した。

第二章では、中国の土地収用制度における公共利益を考察対象として、中国の公益認定

の制度と関連の学説を検討した。まず第1節に、中国の土地制度の概要と土地利用の概況を論じ、土地収用に関する公益認定の背景を解明した。第2節に、近年の中国国内の公共利益に関する学説をまとめる。とりわけ「公益論」について、土地収用制度の中で論争が生じる経緯、及びこれをいかに位置づけるかに関する議論を明らかにし、公益の判定要素に関する学説をまとめた。注目される学説の動向について、「立法機関判定説」と「手続判定説」を分析した。そして、比較法的考察として、財産制度の立場から論述し、土地収用制度における公共利益の位置づけを検討して、学説上の問題点を明らかにした。第3節に、民法典草案と「物権法」に関わる論争と立法の動向を分析した。最後に、実務上の公益認定の問題点を指摘し、「いかに土地徴収の範囲を確定するか」を中心に、関連の学説の動向をまとめて、筆者の結論を提示した。すなわち、中国では収用権を発動する行政機関（政府）の権限を制限し、収用事業の公共性審査手続を強化することが緊急な課題である。その手段として、公益認定制度の明文化、収用手続の合理化・透明化が挙げられる。

中国の土地収用制度は歴史・政治・文化など自らの国情に基づいて定められたものである。土地収用制度における公益認定の不備は、収用手続全般の不備を反映している。収用事業の公共性審査制度は未だ確立しておらず、学説上にも制度にも多くの難題が存在する。それらの難点は、「二元的土地制度」と「行政権主導」の党政制度に集中して反映されている。

中国と比較し、日本の土地収用制度は、私有制の確立を前提として発展したものである。土地収用法をはじめとする統一された法制度が確立され、事業認定の段階で厳しい公益認定の手続を定めている。また、土地所有制度は「一元制」であるため、収用法制は明瞭・鮮明である。中国と日本は所有制度が根本的に異なるため、土地収用の法体系も各々の歴史に基づいて発展してきた。公共利益の認定の関連制度と学説は、中国特有の国情を背景としており、今後の土地収用制度の再整備と緊密な関係にある。近年、土地収用制度における公共利益の確定は、中国特有の財産・土地制度の下で、土地収用の手続の中で最も議論されているが、公益認定制度の創設はおろか、これらについての法文も学説も共通の認識には達していない現状にある。公益認定制度の創設は急務となっている。事業認定で蓄積された日本国の経験は、中国に思考の筋道を提示している。

第三章では、日本の土地収用における事業認定の制度と関係の学説を踏まえて、収用法制全体における事業認定制度の位置づけを再検討した。まず第1節に、土地収用法を初めとしての日本の収用法制の歴史を鑑み、明治時代から現在までの事業認定制度の沿革を論述し、その発展の経緯と動向を探求した。次に、各国との比較を踏まえて、事業認定を主幹とする日本特有の公益審査制度の特徴を示した。その上で、第2節に歴史背景を含めて、学説をまとめて検討し、認定の機関、事業認定の性格と要件についての理論的構造を再解析した。その後、第3節に近年の判決の動向に着眼し、事業認定における司法的統制の現状と問題点を検討する。最後、第4節に事業認定制度の存廃を中心とする近年の動向をまとめ、現在の収用制度における位置づけを明らかにして、事業認定制度の発展方向につき各学説

をまとめて検討した。結論として、①現行の事業認定の性格は「要件裁量」に当たること、②日本では、現行の事業認定と行政訴訟制度の下で、収用事業の公共性審査と私的権利の救済は基本的に確保されていること、③行政権主導の収用原則の下で、収用事業の公共性に対する実質的司法審査は欠けていることを述べた。

「行政による収用」原則は古くから存在しており、事業認定の沿革を踏まえて日本の実情を勘案すれば、一定の合理性が認められる。事業認定の性格が「要件裁量」に当たるという認識は、立法の原意に適合し、司法統制の現実を反映するものである。判決において収用法 20 条に定める要件は示され、私的権利への救済は訴訟により基本的には保障される。しかし、公益性に基づく事業認定の適否、裁判の長期化などの問題が存在することは否定できない。現実には、行政庁による事業認定に対する司法審査について、自由裁量事項とする規定は多く、司法機関による判断を行うのは困難である。原告適格の制限などの下で、収用事業の違法性を認めるまたは事業認定の取消を認める裁判例の数は決して多くはない。

中国と比べれば、日本にも同じ問題がある。例えば、意見聴取と公聴会制度の形骸化が指摘される。事業認定の処分についての行政庁の裁量は一層強化され、「専断的」「官僚的」といわれるような行政処分の問題が指摘される。起業者は国土交通大臣である場合、行政庁が事業の申請者と認定者である（起業者＝認定の申請者＝認定庁）から、その中立性が問われている。事業認定の制度は、行政計画の公正さ・透明化を図ることを目的とする市民参加を確保し、行政改革の方向と土地利用計画全体の中で位置づけ、政治的構造及び市民の基礎など情勢の変化に基づいて考量しなければならない。

第四章では、日中両国の土地収用手続を中心に、比較考察を加えた。まずは、中国特有の土地制度の実情とその法理を明らかにするために、第 1 節に収用制度の背景である中国土地制度の変革に検討を加えた。土地所有制度を基盤とする両国の土地収用制度の比較研究は、実体法の面でも手続法の面でも僅かな成果しか存しないため、それらの先行研究の成果と動向をまとめた。日中両国の収用法制は、各自の民法法理の上に形成したため、関連の概念と用語を把握するのが必要であるため、本論文（第 2 節）では、比較研究の際の注意点と関連概念の区分について分析・検討を加えた。そして、第 3 節に日本の収用法制の沿革を踏まえて、中国の収用手続と対比しながら事業認定手続と収用裁決手続の流れを分析した。次に、第 4 節に中国の土地法制度の背景を踏まえて、都市部の家屋徴収手続と農村部の土地収用手続との各々の流れ、特徴と問題点を分析・検討した。農村土地収用制度の一環である農地転用手続の現状を述べ、その問題点を指摘する。また、土地収用の実際例として、山東省の土地収用の現状や問題点の分析に着眼し、中国土地収用手続の全体像を解明してみた。最後に、結論として、①日中両国の収用法制は各々の特徴を示していると同時に、共通の課題も多いこと、②中国土地収用制度の不備は明らかであり、その解決策として、統一の収用法の制定、行政収用権の制限と「正当な補償」原則を確立するのが重要であると述べた。

日中両国の収用法制は、自国の歴史、土地制度と法理の上に形成するものであり、各々

の特徴を示している。しかし、手続上の類似点と共通課題が多い。例えば、土地調査と住民参加（公聴会の開催と意見提出など）が同一なものとしてなされている。また、収用決定の段階においていかに十分な住民参加を確保するのか、いかに被収用者の生活権再建を確保するのかなどは共通の課題である。

日本と比べれば、中国の土地収用の手続は以下の特徴を持つ。①立法上は行政機関に相当な収用権限を委ねる。全体的土地利用は基本的に行政的判断・政策の下にあり、土地の収用と補償は政府（国務院）の条例と部門（国土資源部・住居与城郷建設部等）の法規・規章を根拠とする。②具体的収用手続と補償額の確定についての権限は各地方の政府に委任されており、地方政府の政策・法規などに基づいてそれらを規定する。③全国的範囲からみれば収用法制は一律化されておらず、成文の土地収用法も存在しない。二元的土地制度の下、都市部と農村部の土地収用制度も二元化している。土地収用全体の法制は統一されておらず、複雑な構造になっている。④歴史的背景に由来する側面も看過できず、中国の伝統的な法的観念には「義務履行」「国家・集団の利益」が常に重視され、それに対して個人権益または私的利益に対する保護の観念は比較的薄い、という実態は現在まで続いている。中国の土地収用手続には「行政権主導」という特徴がある。司法権はより弱化するとともに強い行政権力による収用手続の透明度は日本より低い。これは党に執政力を高度に集中させた中国法制度の性格を反映している。⑤土地収用への取り扱いは、中国では政治的な問題を誘発しやすい。「私有財産権を保護する」というような条文が 2004 年改正で憲法に収入されて以来、全国の範囲で近代国家の公民意識は強くなる一方である。同時に、各地で立ち退き事件・補償額についての収用紛争などは益々深刻化することにより、土地収用権を行使する政府の信用・合法性が疑われること事態にまで至っている。とりわけ近年の収用紛争の多発は社会安定に悪影響を与えており、徴収項目を審査する際にも、徴収補償方案を制定する際にも、地方政府による社会安定リスクの評価は義務化・制度化されている、というのは中国収用手続の特徴である。

中国現在の土地制度と市場経済制度を背景とした①統一的な「集団土地収用補償法」を制定し、現時点での混乱の収用立法を整理することは一刻も急務となっている。②さらには、厳格な事業公共性審査手続を地方政府の収用権に課し、違法な土地収用・利用を規制することは強く求められている。また、③現在、都市部における家屋徴収に手厚い補償がなされる一方、農村部の補償額は極めて劣悪な状態に置かれている。集団土地収用補償制度に、公平・正当な補償原則を確立した上で、補償方式を法により整理整備し、確実に家屋（宅地）立ち退きなど農民の財産損失に対する適切な補償を給付することが必要とされるだろう。

第五章では、土地収用における損失補償と救済を中心として、日中両国の比較法的考察を加えた。両国の補償制度は各々の歴史・法理の下で形成したものであり、第 1 節にその形成の背景である関連の法制度と学説を比較検討した。次に、補償の確定を中心課題として、日本と中国の損失補償の制度の現状を解析・検討する。中国の都市部家屋徴収補償に

つき類型・方式、さらには集団所有土地の補償につき補償の類型とその算定などに着眼し、中国収用補償の制度的問題点を解明する。また、諸国の収用補償の動向につき比較的考察を加え、中国の補償の特徴や問題点を分析する。そして、第2節には、権利の救済を中心として、中国では補償の不満による訴訟を提起する権利につき立法の経緯・動向と問題点を整理する。最後に、結論を提示した。結論として、中国現行法の下で、実質の損失補償制度がまだ定立していないため、都市部土地徴収による補償が近年の立法により「公平な補償」原則を確立したがまだ不十分であり、農村部において適切な補償を確保することはさらに緊急な課題である。その主な解決策として、「正当な補償」原則の定立、及び法による訴訟の権利を確保することを述べた。

日本と比較し、中国土地収用における補償と救済には数多くの問題が多く存在する。補償の面では、農村部における補償額が極めて低い。独立性が認められる行政委員会は設置されておらず、行政機関が独断するケースが多く、補償決定手続の不透明さが指摘される。一部の都市では、安置保障が手厚くなされており、移転補償の対象も細かく定められる。また、環境影響評価も考慮要素の一つとみなされる。しかし、それは党または地方政府の政策の裁量に依存する部分が大きく、法的安定性を欠いている。ほか、借家人など権利者への補償は欠落している。

救済の面では、農村土地収用における救済のルートが欠けること。それについて、行政訴訟法の改正、集団所有土地収用条例の起草は行われている。都市部の場合に、近年、収用の決定と収用額に対し異議または不服がある場合に、いずれも不服申立て、行政訴訟（取消訴訟）を提起することができることとされたが、その実態を検討する必要がある。一連の立法と法改正の動向は注目を集めているが、補償と救済の問題は、依然として中国が直面する難題である。

第六章では、中国の徴収補償条例以後の立法動向を踏まえて、最高院が公布した最新の典型的な審判例を考察対象として、家屋徴収補償に係る中国司法救済の現状と課題を検討した。まず第1節に、「徴収補償条例」（2011年）公布以後の最新の立法動向を把握し、立法の面から全体の背景と動向を解明する。第2節に、実例の分析を踏まえて、最新の判例を考察対象として、最高院の判例評釈の分析を通じて、最新の動向や問題点を解明し、家屋徴収補償に係る中国司法救済の実像を明らかにする。第3節に、「行政訴訟法」改正草案と「集団所有土地収用条例」の起草を考察対象として、最近の立法動向を解明した。最後に、問題点と課題のまとめを踏まえて、結論を出した。結論として、①家屋徴収補償に係る司法救済のルートは、近年の法改正と判例により基本的に保障されており、②司法救済の特徴として、「事後的救済」、及び「手続上の形式審査」であり、「具体的行政行為」の違法性に対する実体的審査が欠けていることを述べた。

中国では、家屋徴収補償に係る司法救済のルートは、近年の法改正と判例により基本的には保障されている。しかしながら、現在の司法救済は侵害された権利利益に対する事後的救済であり、単なる手続上の司法統制方式をとるものである。収用決定に対する事前的

司法審査、及び事前の権利利益を確保する途は依然として欠落している。また、その「事後的司法救済」においても、「具体的行政行為」の違法性に対する実体的審査が欠けている。そのほか、最新の最高院判例評釈は、司法機関が中立性を欠け、実質的に党・政府の職能部門の性格を持つという現状を反映している。

家屋徴収決定に対する司法審査は、手続上の形式審査を主な審査手段とする。家屋徴収補償決定に対する司法審査は、主に、補償額を確定する段階で手続上の重大な瑕疵があるか否か、それを審査する。強制執行の決定に対する司法審査については、中国は、近年、諸外国の経験を参考し「執裁分離」との方式を採用してきた。しかし、家屋取り壊しの強制執行の決定に対して、法院は、「手続の違法性」のみを審査する一方、建築の違法性の認定に対する実体的審査を行わない。現実には違法な建築と合法的な建築が共に存在している場合、その「手続の違法性審査」の欠陥は明らかとなる。

第二章 結論

本論文は、日本と中国の土地収用制度を中心として、学説、立法、実務などに着手し、公益認定の制度と理論を検討する上で、収用の決定・実施、補償、救済という三つの視角から比較法的研究を行った。土地収用制度は、収用権の発動（収用決定）、収用による補償、及び権利の救済という三つを主幹とする。この三つの側面からみれば、中国では、収用の決定につき、政府が一方的に収用権を発動することに対して、法院による司法審査を中心に公益審査制度を創設して制限を加えるべきである。公益審査制度の一部として、権利者による訴訟提起権を確保し、収用手続における決定・補償・救済すべての段階で実質的な司法審査を加えるべきである。また、収用紛争の解決策として、「正当な補償」原則を確立し、不適切な補償が生じられる根本である現有の補償制度を変えるべきである。以上のような提案を通じて、本論文は、中国収用制度全般の変革を唱えるものである。

第一、日本と中国の土地収用を対象とする比較研究は可能である。「制度が根本的に違うから比較研究とならない」という発想は立たないのである。

中国法学界は、近年、「物権法違憲の是非」「憲法学の方向」などについての大論争を以って、改革派と保守派に分けられたといえよう。保守派は、旧来の制度に合理性があり、しかもこのような制度の存在を今後とも維持すべきであると主張する。土地収用については、「外国の経験を適当に参考すればよい」「政治制度も土地制度も何も共通点もない」という発想は、長期にわたって有力な説となっている。

しかし、中国は現在、急速な社会変革に伴い、一連の法の整備が緊急な課題となっている。近年、経済発展のため、大規模の収用事業や土地開発が全国範囲で盛んに行われている。不当な土地収用により生じられた社会矛盾は、旧来の制度の下における「権力の配置」、「人権保障」に係る根本的な問題を集中して反映している。現在、中国 GDP は日本を超え

世界2位となり、経済の発展はようやく安定的軌道に乗った以上、新たな社会情勢に応じて旧来の施策を改善しなければならない。土地収用の問題は行政・司法・土地制度など様々な分野と関わっているが、旧来の制度には「問題」それ自体が存在する以上、変革を求めなくても問題がないと考える。強力な収用権を制限せずに発動するのは大きな弊害をもたらすと考えられる。

比較法的研究とはいえ、根本的な土地制度の相違はもちろん、そのほか、中国の収用制度は二元的土地所有制によって生じられたものであり、複雑な性格を有している。そして、収用制度が確立してから僅か20年余り経過し、その期間の中に法律・法規そして司法解釈は何回も改廃された。中国の土地収用法制は、立法の面でも実務の面でも不安定の状態にある。また、両国の収用法制は、各々の歴史、法理の下で定立したものであり、基本の概念と用語を十分かつ慎重に区分するのが重要である。本論文は、両国の歴史背景と立法沿革を鑑み、その上で関連の概念を厳格に区分・整理して、論述を展開した。

土地制度は、土地収用補償の基盤である。日本と中国の土地収用制度は、各々の歴史、法理の中で発展してきたものである。ただし、共通点として、両国はともに「行政による収用」原則をとる国である。手続上には、両国は同じに収用決定段階と補償段階に分けることになっている。私有財産を保護する理念と、収用事業の公共性を確保すること、という二つの観点からみると、収用事業の公益性審査を通じて、強権的行政収用による権利利益の侵害を免れるのは、両国かつ世界各国の共通課題である。

以上、本論文は、両国の相違を解明した上で、これらの共通の課題に着手して論述を展開し、「制度が根本的に違うから比較研究とならない」という説を反駁した。

第二、中国の土地収用制度には最も問題となるのは、公益認定手続が確立されていないことであると考えられる。現行制度の不備の背景の下、実際には「立法機関判定説」「手続判定説」など理論の運用が難しい。前半の1章・2章・3章の結論から、中国では、①公益認定の「列挙主義」を採用し、公益条項を明確に条文化かつ具体化する、②「行政手続法」の制定を通じて、収用決定の段階で、十分な情報公開と市民参加を確保する、③訴訟の段階で、収用決定の処分性を確定し、司法審査を強化する、という必要がある。

第1章では、学説と理論を検討した上、世界には公共利益とは何かについて通説が存しないと結論づけた。そもそも、近代の公用収用とそれによる損失補償についての学説および制度は、私有財産制度を採用する近代国家において発展したものである。国は公共福祉のために、適法な手続に基づき、被収用者に補償することを前提として収用権を行使するのであり、これは収用制度の原則なのである。それゆえ、収用という強力な権限が濫用されないように、法は詳細かつ煩雑な手続を定め、慎重に権限行使を行うように要求している。

公益認定の本質は、過大な行政収用の権限を制限するためのものである。第2章では、中国の土地収用制度において正式な公益認定手続はまだ確立されていないと結論した。問

題の本質は中国政府が「公益のための収用」原則をとらない点ではない。むしろ、「法による統治」原則が貫かれていることで、行政権力が監督・制限の外にあるからである。土地収用における公益認定は、元来行政裁量に委ねられる面が強い。現行法上は収用に係る事項と権限が、行政機関、特に地方政府に委ねられる部分が多い一方、このような現状を変える法的根拠が存在しないからである。

現行の土地制度は土地収用制度の基盤である。民法学界から土地の私有化改革を支持する声があるが、中国の土地公有制に短期間で大きな変化がもたらされる可能性は現状では皆無に等しい。完全な体系となる公益認定制度の創設は現時点において困難な状況にある。学界においては、「立法機関判定説」「手続判定説」などの学説は基本理論の視野を拓いている。また、法文の中においては収用適格事業を「限定列举」するという方式、及び収用適格事業の規制を主張する見解などが重要視されつつある。

第3章では、日本の公益審査制度の中心である事業認定制度の歴史沿革を踏まえて、その歴史的成因と法的性格を解明した。中国は日本と同じように、「行政による収用」原則の下、アメリカのように立法機関に収用権を委任することは難しい。また、現行の収用手続が不備である以上、手続上の確保を頼って収用権を制限することも困難であろう。そのため、公益認定の「列举主義」を採用し、公益条項を明確に条文化し、具体化することは、現時点で唯一可能な解決策である。本論文は、日本の学説と法改正を踏まえ、現在の収用制度全体において、いかに事業認定を位置づけるかを検討し、その発展動向を解明した。「列举主義」を採用する日本の事業認定制度の経験は、中国の参考に資すると主張する。

中国は公有・私有といった旧来の偏見を捨て、他国の有益な経験を参考しながら、公益認定の制度を修繕するのは、土地収用制度の改革への第一歩として踏み出しなければならない。すなわち、公益認定制度の条文化、そして公益認定手続の合理化・透明化である。具体的にいえば、訴訟の段階で、収用決定の処分性を確定し、司法審査を加えることがある。土地計画と収用決定の段階で、いかに十分な情報公開と市民参加を確保するかは日中共通の課題である。中国については、公益認定制度の創設と「行政手続法」の制定を通じて、前記の対応・措置を強化し、行政収用権を規制するのは中国現在の緊急な課題となっている。

第三、中国ではほとんどの収用紛争は、不当な補償から起因し、そのうえで、収用補償による救済の途は欠けている。後半の4章・5章・6章の結論から、①新たな立法を通じて、「正当な補償」原則が確立される、②訴訟と救済の面では、収用決定の処分性を確定し、被徴収者の訴訟提起権を明記する、③収用決定、収用補償決定と家屋の強制的な取り壊しに対して、さらに司法審査を強化する必要がある。

近年の中国法学界において収用問題の深刻さを意識し、収用補償の課題を中心とする研究が進んでいる。そのような背景のなか、先進国の経験を吸収し自国の制度の改善に資するために、欧米・日韓・台湾など各国・地区の収用法制の研究に注目が集まっている。関

連の立法作業が着々と始まっており、学説的にも様々な論議なされている。ただし、学説も統一されておらず、近年の立法成果と動向、判例の研究につき全体的考察が欠けている。本論文は、現時点までの立法や学説の成果、動向を整理し、問題点を指摘した。

第4章・5章では、日中の土地収用手続を比較研究した上で、中国では、収用の決定の段階に行政機関が一方的に決する傾向があるため、手続上、十分な情報公開と利害関係者の参加の手続を設置し、収用事業の公共性を確保すべきであると結論づけた。中国の土地収用手続には、事業認定と収用裁決の手続は設置されていない。制度上、収用事業の公共性審査が欠けているとともに、独立性を備える行政機関の審理・裁決を通じて、権利者に正当な補償を確保するための裁決手続は設置されていない。収用の決定と補償の決定との両者は一体化する傾向が著しく、地方政府が①収用補償方案の制定、と②収用補償協議の締結を通して、収用の実施段階に入ることは、中国の現在の土地収用手続の大筋である。強制収用権を制限する手続を、公益認定制度の主幹として設置する必要があると考える。また、農民に確実に補償がなされるように、公正・透明な補償制度を建立する必要がある。現在の解決策として、「行政手続法」など関連立法の制定を通じて収用権を規制すること、及び適切な補償原則を確立することである。

「正当な補償」原則は定立されてないことも収用問題の一因であると結論づけた。都市部には「公平な補償」原則は認められるが、現行法上、地方政策により補償額の算定基準が定められる部分が多いため、地域により補償の方式と算定基準が異なる場合もある。一部の地域には手厚い補償がなされるが、それは党・政府の政策による場合が多く、地域により補償額が極めて低い場合もある。特に農村部において、市場価格の参照基準が存在しないため、集団所有土地の補償額は極めて低い。補償制度を全国的に見れば、不安定ないし混乱状態にあるといえよう。現実のほとんどの収用紛争は、不当な補償に起因している。法治国家では、合法的権利利益を保護しなければならない。中国は土地の私的所有を認めないが、憲法で私人の財産を保護すると明記している。都市部家屋の所有権と市場価格を認める、そして農民の権利利益を保護すると認める以上、土地の私有権を認めないことから公平かつ正当な補償を認めないという論理は、そもそも成立しない。それと同時に、過剰な補償をも防がなければならない。土地改革により農民の土地に対する権利の属性を明確する必要がある。提案として、新たな立法により「正当な補償」原則を確立し、各地方の補償政策や補償基準を整理・整備するのである。

第5章・6章では、立法、実務、判例の面から中国収用補償における私的権利の救済の現状を論述し、問題点を明らかにした上で提案を提出した。手続が不備である現状の下で、不当の収用補償によって損なわれた権利に対して、有効な救済を与えなければならない。しかし、収用決定と補償額に対する不満により訴訟を提起する権利が認められるか否かについての立法は何度も改廃されたため、中国では、長期にわたって、収用補償による救済の途が閉ざされている。本論文はその経緯を解明し、収用決定の処分性を確定し、被徴収者の訴訟提起権を十分に確保すべきであると指摘した。また、2014年8月最新の最高院判

例評釈を考察対象とし、家屋徴収に係る司法審査の最新の動向を解明した。その特徴として、「事後的救済」かつ「手続上の形式審査」であり、「具体的行政行為」の違法性に対する実体的審査が欠けている。本論文は、収用決定、収用補償決定と家屋の強制的な取り壊しという中国収用手続の三段階に対して、さらなる実質的かつ有効な司法審査を加える必要があると唱えた。